

主な内容	● 死亡牛の速やかな搬入にご協力ください	……1
	● 豚流行性下痢（PED）の国内・岩手県での発生状況と対応	……2～3
	● 備えあれば憂いなし ～家畜防疫互助事業への参加を！～	……4～5
	● 毎月1日は「消毒・点検の日」	……6
	● 編集担当者からのお知らせ	……6



死亡牛の速やかな搬入にご協力ください

防疫課 大家畜防疫担当

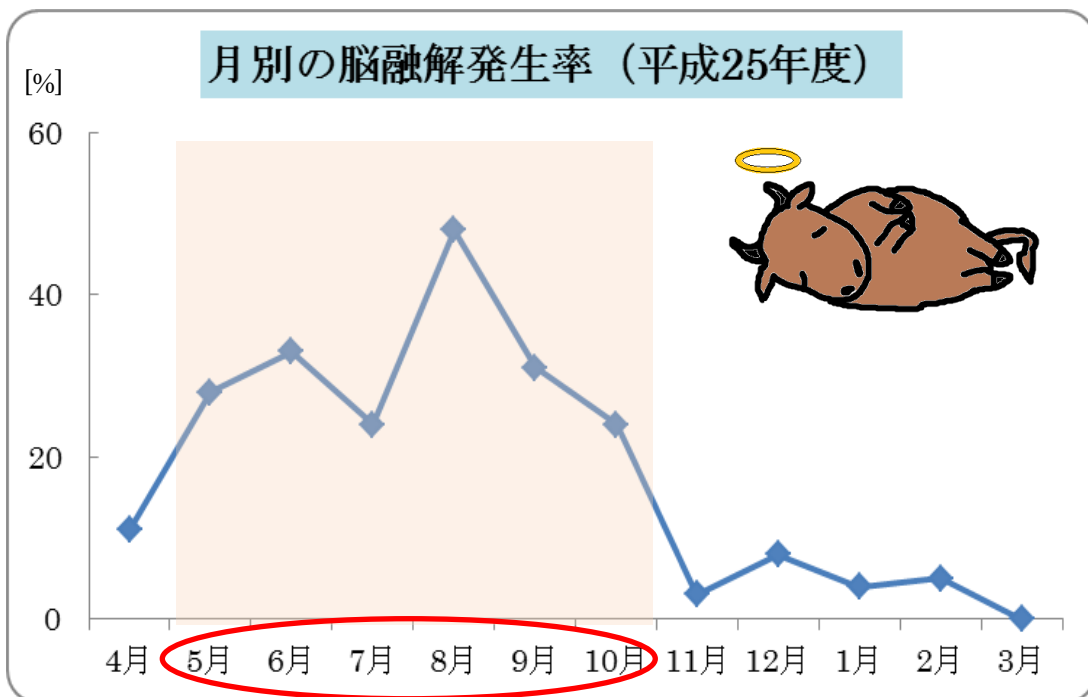
牛海綿状脳症対策特別措置法により、**満24か月齢以上**の牛が死亡した場合、家畜保健衛生所への**届出**と**BSE検査**の受検が飼養者の義務となっています。

気温上昇や長時間の放置により死亡牛の腐敗が進むと、BSE検査に用いる脳が融解し、適切な検査材料の確保に支障をきたします。

下のグラフに、平成25年度の脳融解の発生率を月別に示しました。例年、**5月から10月に脳が融解している事例が多くなりますが**、これは死亡後に速やかに冷蔵することで防ぐことができます。

満24か月齢以上の牛が死亡した場合、獣医師の検案を受けたうえで、速やかに東北油化株式会社（保冷保管施設）に搬入するようお願いします。

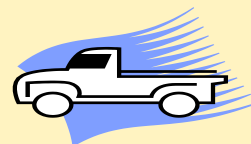
また、死亡牛を検案した獣医師（獣医師が検案していない場合は所有者）は、最寄りの家畜保健衛生所に**死亡牛届出書の提出**が義務付けられています。速やかな提出をお願いします。



※ 東北油化株式会社

所在地：奥州市江刺区稲瀬字佐野 10

電話：0197-35-5022



豚流行性下痢（PED）の国内・岩手県での発生状況と対応

防疫課 中小家畜担当

国内・県内での発生状況

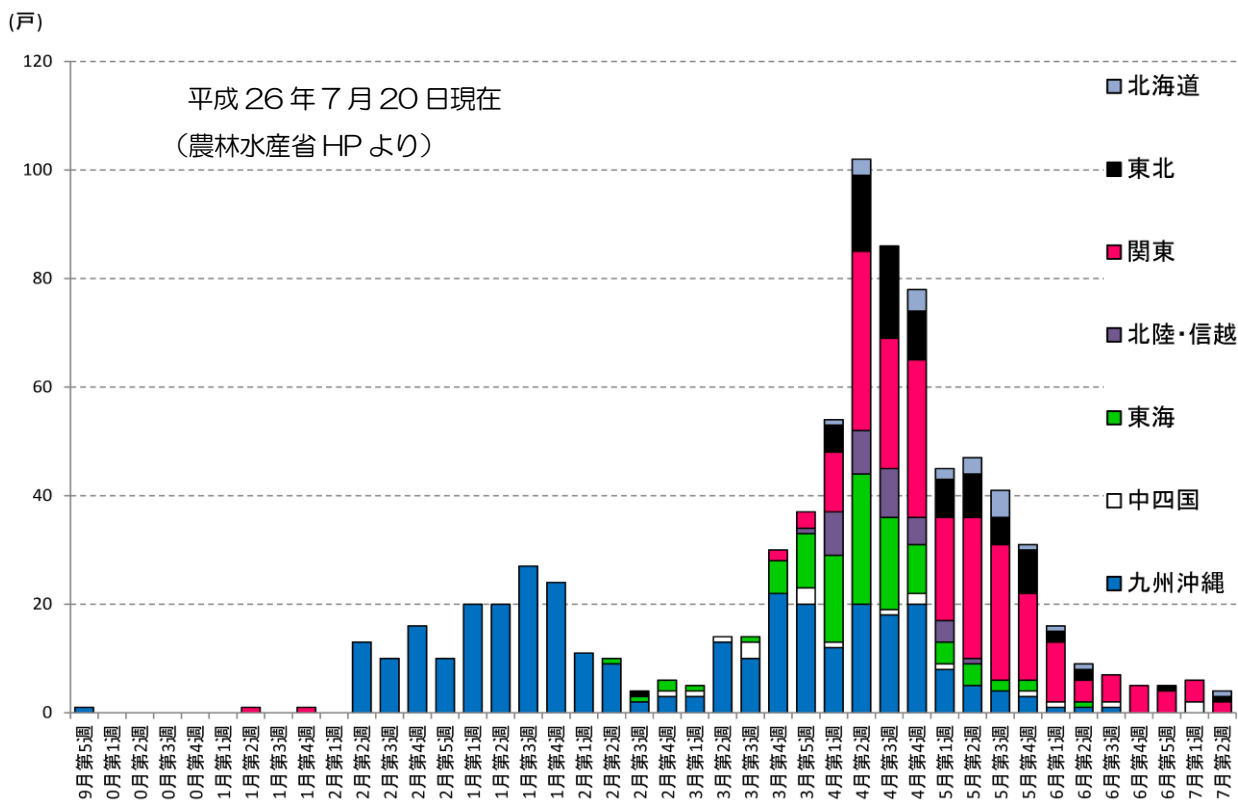
平成 25 年 10 月に沖縄県で 7 年ぶりに PED の発生が確認されました。3 例目までは散発的な発生でしたが、同年 12 月に鹿児島県と宮崎県で発生が確認されて以降、九州地方で発生が拡大しました。

東北地方では平成 26 年 2 月第 3 週に青森県で発生が認められ、4 月第 2 週以降は岩手県を含む東北 6 県に発生が拡大しました。

7 月 20 日現在、1 道 37 県 810 農場で 1,173,646 頭が発症し、347,839 頭が死亡しています。

本県では 4 月 16 日に 1 例目の発生が県南地域で確認されて以降、主に県南地域で発生がありましたが、7 月 18 日には 18 例目の発生が県央地域で確認され、これまでに 37,917 頭が発症し、8,170 頭が死亡しています。

全国の PED の発生確定件数の推移（週毎・ブロック別）



侵入防止対策



- ① 本病は糞便等を介して直接または間接的に経口感染するため、発生の予防及びまん延防止には、飼養衛生管理基準の遵守が非常に重要です。
- ② また、分娩前の妊娠豚に2回ワクチンを接種し、分娩後、子豚が確実に初乳を哺乳することで哺乳豚の発症を防いだり、症状を軽減することができます。

本県の対応

発生農場への指導

(1) 移動自粛の要請

- ①と畜場への出荷
- ②化製場への死亡豚の搬出
- ③堆肥の搬出

病気の沈静化、移動先の衛生管理状況等を確認し、順次解除。(と畜場への出荷はすべて再開済み)
運搬業者を含む畜産関連施設に、消毒の協力要請。

(2) 飼養衛生管理の徹底 (消毒を中心に)

未発生農場への主な指導

(1) 豚の導入を控えること

(2) 飼養衛生管理の徹底 (消毒を中心に)

(3) と畜場、化製場、共同堆肥施設等の畜産関連施設を介した侵入防止対策の徹底

消毒薬の配布

(1) 事業：PEDまん延防止緊急対策費補助 (実施主体：岩手県養豚振興会)

(2) 対象：養豚場 (154 農場)、と畜場 (2ヶ所)、化製場 (2ヶ所)

(3) 内容：消毒薬の配布 (アストップ 18リットル×2本)

ワクチン接種の推進

全国的にワクチンが不足していたが、ワクチン需要量調査 (国) に基づき、5月から安定的に供給。

疫学調査等 (実施中)

(1) 感染経路究明のための検査

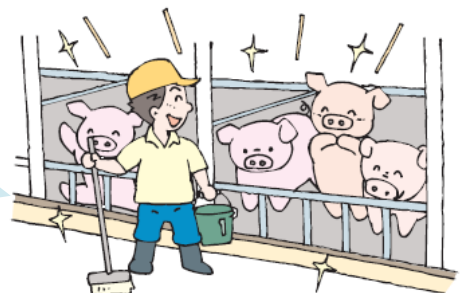
(2) 発生農場におけるウイルス・抗体の消長調査

(3) 未発生農場からのと畜出荷豚の抗体調査

OPED ウイルスに効果のある消毒薬及び車両消毒への適正 (農林水産省 HP より)

	炭酸ナトリウム	ヨウ素系	塩素系	アルデヒド系	複合	逆性せっけん
車体	○	×(腐食)	×(腐食)		×(腐食)	○
幌(おおい)	○	×(着色)	○	○	○	○
タイヤ	○	○	○	○	○	○
タイヤハウス	○	×(腐食)	×(腐食)	○	×(腐食)	○
エンジンルーム	○	×(腐食)	×(腐食)	○	×(腐食)	○
フロアーマット	○	○	○	○	○	○
ペダル	○	×(腐食)	×(腐食)	○	×(腐食)	○

農場入口が最後の防波堤です！
今後も、農場内・畜舎内の消毒を徹底し、ウイルスの侵入・拡散防止を徹底しましょう。



備えあれば憂いなし ～ 家畜防疫互助事業への参加を！～

県南家畜衛生推進協議会

「家畜防疫互助事業」とは、口蹄疫、豚コレラ等伝播力が極めて強い家畜伝染病が万一発生した場合に、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国（独）農畜産業振興機構が支援を行う事業です。この事業により発生農場や周辺農場の損失を最小限にとどめ、安心して経営を維持、管理することができます。

同事業は、（前回、平成 23 年度に終了し、内容を一部変更して）平成 24 年度から平成 26 年度まで継続実施中です。なお、参加のとりまとめ窓口は、農業協同組合等となります。

【事業のポイント】

- * 牛又は豚を飼養する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法(以下「法」という。)に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は、加入できません。
- * また、加入者は、飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- * 事業の対象となる牛及び豚の家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚コレラ」、「豚コレラ」の5疾病です。
- * 生産者積立金は、牛、豚に分けて基金として管理され、互助金は牛については、牛の生産者積立金から、豚については、豚の生産者積立金からそれぞれ交付されます。
- * 事業実施期間中は、生産者積立金の返還はありませんが、期間終了後に基金残額の2分の1相当額が返戻されます。

【互助金の種類】

- * 経営支援互助金…「法」に基づき殺処分された家畜等を飼養していた農場が新たに家畜を導入したとき又は、互助金交付認定委員会で経営再開発計画が認められたときに交付されます。
- * 焼却・埋却等互助金…殺処分した家畜を生産者自らの負担で焼却・埋却したときに交付されます。
- * 互助金の家畜の種類ごとの単価は、表 - 1 のとおりです。

<表 - 1 の注意事項>

- 1.家畜の新たな導入に際して国等の事業を利用した場合には、経営支援互助金は交付されません。
- 2.「法」の規定により、「患畜」、「疑似患畜」として焼・埋却費用の1/2の交付を受けた場合は、焼・埋却互助金の単価は（ ）の額となります。
- 3.豚の互助金の交付対象は、離乳後の豚です。

【生産者積立金の納付額】

- * 加入時に納付する生産者積立金の単価は、表 - 2 のとおりで、契約頭数に生産者積立金の単価を掛けた金額が納付額です。（対象疾病の発生が無かった場合には、積立金は、翌年度に持ち越され、新たな納付の必要は、ありません。

* 対象疾病が発生し、基金を使用した場合は、追加負担割合に基づく追加納付が必要となる場合があります。

表 - 1 互助金の種類とその単価

家畜の種類		互助金の上限単価（1頭当り）		
		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金	
乳用牛	乳用牛（24ヵ月齢以上）	190,000円	74,000円 (37,000円)	
	乳用牛（12ヵ月齢以上4ヵ月齢未満の雌）	31,000円		
	子牛（12ヵ月齢未満の雌）	27,000円		
肉用牛	肉専用種	繁殖雌牛（24ヵ月齢以上）		175,000円
		繁殖雌牛（12ヵ月齢以上24ヵ月齢未満）		59,000円
		肥育牛（雌、12ヵ月齢以上）		
		肥育牛（雄、12ヵ月齢以上）		
		子牛（12ヵ月齢未満）		
	交雑種	肥育牛（12ヵ月齢以上）		38,000円
		子牛（12ヵ月齢未満）		32,000円
	乳用種	肥育牛（12ヵ月齢以上）	31,000円	
		子牛（12ヵ月齢未満）	27,000円	
豚	家族型	繁殖用種豚（雌）	50,000円	
		繁殖用種豚（雄）	50,000円	
		肥育豚（21日齢以上）	11,000円	
	企業型	繁殖用種豚（雌）	57,000円	
		繁殖用種豚（雄）	57,000円	
		肥育豚（21日齢以上）	12,000円	

表 - 2 生産者積立金の単価

区分	家畜の種類	生産者積立金の単価 (1頭当り)	
乳用牛	乳用牛（24ヵ月齢以上）	260円	
	乳用牛（24ヵ月齢未満）	130円	
肉用牛	肉専用種繁殖雌牛（24ヵ月齢以上）	260円	
	肉専用種繁殖雌牛（24ヵ月齢未満、子牛を含む）	195円	
	肉専用種肥育牛（子牛を含む）	195円	
	肉専用種と乳用種の交雑種肥育牛（子牛を含む）	130円	
	乳用種肥育牛（子牛を含む）	130円	
豚	家族型	繁殖用種豚（雌）	120円
		繁殖用種豚（雄）	240円
		肥育豚	40円
	企業型	繁殖用種豚（雌）	135円
		繁殖用種豚（雄）	270円
		肥育豚	55円

毎月1日は「消毒・点検の日」

～地域ぐるみで家畜の伝染性疾病の侵入を防止しましょう～

衛生課 大家畜衛生担当

平成26年4月以降、本県において豚流行性下痢（PED）の発生が確認されているところですが、海外においても口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生が継続しており、家畜飼養農場への病原体の侵入リスクは、依然として高い状況にあります。

家畜の伝染性疾病の発生防止には、消毒の徹底が重要な対策であり、また、地域全体で一斉に実施することで、より高い効果が期待されます。

このことを踏まえ、県は、家畜の伝染性疾病の侵入防止と家畜の飼養者及び畜産関係者の衛生意識の徹底を図るため、毎月1日を「消毒・点検の日」と設定しました。

毎月1日には、近隣農場及び関係者と声を掛け合い、以下のことに留意し、家畜の伝染性疾病の発生防止に取り組みましょう。

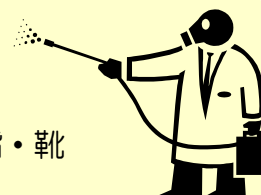
1 毎月1日は、徹底的に消毒しましょう！

- ・ 農場（施設）・畜舎入口、通路、に消石灰等を散布しましょう。
- ・ 踏込消毒槽の消毒液を交換しましょう。
- ・ 畜舎及び周辺環境を整備（整理整頓、草刈り等）しましょう。



2 日頃から、適切な方法で消毒しましょう！

- ・ 農場（施設）に出入りする車両は念入りに消毒しましょう。
タイヤ、タイヤハウス、荷台、フロアマット、運転手の手指・靴
- ・ 消毒前に、十分に洗浄しましょう。
排泄物等の有機物が、車両や長靴に付着していると十分な効果が得られません。
- ・ 消毒・消毒液交換・消石灰散布は定期的実施しましょう。
- ・ 適切な濃度の消毒液を使用しましょう。
- ・ 「やったつもり」をなくすため、作業手順や消毒液の希釈倍率等を確認・点検し、作業内容等を記録しましょう。



～編集担当者からのお知らせ～

「県南家畜衛生情報」の送付について、Eメールでの配信をご希望の場合は、下記担当までご連絡ください。

なお、Eメールで配信する場合は、郵送での送付は中止させていただきます。併せて、ご意見・ご要望もお待ちしております。お気軽にご連絡下さい。

岩手県県南家畜保健衛生所（吉田、今野）

TEL 0197-23-3531

岩手県南家畜衛生推進協議会（小澤）

TEL 0197-24-5532